

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案の概要

平成 24 年 3 月

内閣府大臣官房総務課

1. 改正の趣旨

平成 24 年度機構査定結果等を踏まえ、内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 大臣官房の所掌事務及び政策統括官の職務の一部改正

- ① 大臣官房の所掌事務のうち「市民活動の促進に関すること」を、政策統括官の職務に移管する。【第 2 条・第 3 条関係】
- ② 大臣官房市民活動促進課を廃止し、本府に置かれる参事官 1 人を増設する。【第 10 条・第 16 条・第 20 条関係】

(2) 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数の改正【第 8 条・第 9 条関係】

内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる大臣官房審議官 2 人及び大臣官房参事官 3 人を新設する。

(3) 本府に置かれる参事官 2 人の増設【第 20 条・附則第 8 条関係】

(1) ②のほか、本府に置く参事官 2 人を平成 27 年 3 月 31 日まで増設する。

(4) 大臣官房審議官 1 人の時限延長【附則第 5 条関係】

大臣官房審議官 1 人の設置期限を平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(5) 沖縄振興局の事務分担の見直し【第 29 条・第 30 条関係】

沖縄振興局における総務課と参事官の事務分担を改める。

3. 施行期日

公布の日

(参考)

平成 24 年度予算成立後 閣議決定